発　表　資　料	
平成２５年１０月３日	
担当課 （担当者）	危機管理課 （富山）
電話 （内線）	0857-20-3126 （２１０９）

「鳥取市におけるイベント等への出店業者等に対する火気取扱い等の徹底に関する方針」を策定

本年８月１５日に発生した福知山市の花火大会での火災事故を受け、本市としての対応方針を、下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

記

１　対応方針　　別添のとおり

２　概　　要

（１）鳥取市内で開催されるイベント等の把握に努め、関係部署は、当該イベント等の関係者会議等において、啓発パンフレットなどを活用し、火気器具の安全な使用について注意喚起を行います。

（２）イベント等の開催日時を消防局へ報告します。

（３）関係部署は、管轄する消防署と協議し、巡回指導が必要と判断した場合は、火気器具が使用される大規模なイベント等が開始される前又は開催中に、主催者及び消防局と合同で、出店業者等の巡回指導を行います。

（４）イベント等の会場として、市有施設の占用（使用）許可申請が提出された時は、当該申請者に火気器具の使用の有無を確認し、火気器具を使用する場合は、安全な取扱いの徹底を許可条件に附すものとします。

鳥取市におけるイベント等への出店業者等に対する
火気取扱い等の徹底に関する方針

多数の人が参加するイベント等における火災は、被害が甚大となるおそれがあります。そのため、火気を使用する出店業者等における防火安全対策が極めて重要であり、特に、ガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意が必要です。

鳥取市内で開催されるイベント等において、火災事故を防止するため、次のとおり方針を定めるものです。

1　この方針における用語の定義は、次に定めるところによる。

⑴　イベント等

多数の人が参加又は観覧する祭、大会、集会及び行事等をいう。

⑵　主催者

イベント等を主催する者をいう。

⑶　火気器具

ガソリンやガスなどの可燃性燃料を使用する発電機及びガスコンロ等の器具をいう。

⑷　出店業者等

イベント等の会場又は会場付近において、仮設店舗等を設置し、火気器具を使用して飲食物及び物品等を販売する者をいう。

⑸　関係部署

イベント等を所管、共催及び補助金等を支出している部署をいう。

⑹　消防局

鳥取県東部広域行政管理組合消防局をいう。

2　市は、鳥取市内で開催されるイベント等の把握に努め、関係部署は、当該イベント等の関係者会議等において、啓発パンフレットなどを活用し、火気器具の安全な使用について注意喚起を行うものとする。

3　市は、イベント等の開催日時を消防局へ報告するものとする。

4　関係部署は、管轄する消防署と協議し、巡回指導が必要と判断した場合は、火気器具が使用されるイベント等が開始される前又は開催中に、主催者及び消防局と合同で、出店業者等の巡回指導を行うものとする。

5　市は、イベント等の会場として、市有施設の占用（使用）許可申請が提出された時は、当該申請者に火気器具の使用の有無を確認し、火気器具を使用する場合は、安全な取扱いの徹底を許可条件に附すものとする。

6　この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

7　この方針は、平成２５年１０月３日から適用する。

鳥取市におけるイベント等への出店業者等に対する
火気取扱い等の徹底に関する方針実施要領

この実施要領は、「鳥取市におけるイベント等への出店業者等に対する火気器具の取扱い等の徹底に関する方針」（以下、「方針」という。）に基づき、必要な事項について定めるものです。

１　イベント等の把握について

⑴　毎年度、企画調整課が行うイベント等開催予定状況調査（以下、調査という。）の際、関係部署は、当該イベント等における火気器具の使用の有無について確認し、報告するものとする。

⑵　企画調整課は、調査の結果を、危機管理課に報告するものとする。

⑶　危機管理課は、イベント等の開催について、消防局に情報提供を行うものとする。

⑷　企画調整課が行った調査後に開催が決まったイベント等のうち、火気器具を使用するものについては、関係部署は速やかに危機管理課に報告するものとする。

２　火気器具の安全な使用の指導事項について

⑴　ガソリン等を取り扱っている周辺で、火気や火花を発する機械器具等を使用しないこと。

⑵　静電気による着火を防止するために、ガソリン等を金属製容器で貯蔵するとともに、地面に直接置くなどの対策を講じること。

⑶　ガソリン等の貯蔵容器は密栓するとともに、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所で取り扱うこと。

⑷　ガソリン等の貯蔵容器の取り扱いの際には、開口前の圧力調整弁の操作等、取扱説明書に記載された容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払うこと。また、万が一流出させた場合は、少量であっても速やかに回収・除去を行い、周囲の火気使用禁止や立ち入り制限等の措置を行うこと。

⑸　ガソリン等使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を順守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないこと。

３　巡回指導の実施方法について

⑴　方針の対象となるイベント等は、市が所管、共催及び補助金等を支出し、集客規模が１日あたり概ね１，０００人を超えるものとする。

⑵　関係部署は、管轄する消防署と協議の上、巡回指導を実施する場合は、危機管理課に報告するものとする。

⑶　関係部署は、２に定める指導事項に反する出店業者等があった場合は、速やかに指導を徹底するとともに、その内容を危機管理課に報告するものとする。

４　この実施要領は、平成２５年１０月３日から適用する。